

# 霧島市エネルギー等価格高騰対策支援事業

## (地域公共交通等) 給付金

### 申請要領



令和6年6月25日まで申請受付中の

「**エネルギー等価格高騰対策支援事業（中小企業等）給付金**」

と重複して給付を受けることができます。

霧島市商工観光部 商工振興課

(令和6年5月)

## 1 霧島市エネルギー等価格高騰対策支援事業（地域公共交通等）給付金について

長期化するエネルギー等価格の高騰の影響により、経済的に大きな影響を受け、事業継続が困難になっている市内各交通事業者及び運送事業者等の経営を支援し、及び下支えするために霧島市が交付する給付金になります。

## 2 対象者

次の表に掲げる事業者で、次の(1)から(5)のいずれにも該当する必要があります。

路線バス事業者	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者
貸切バス事業者	道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者
タクシー事業者	道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を行う者
自動車運転代行業者	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第2項に規定する自動車運転代行業者
トラック運送事業者	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を行う者

- (1) 申請日時点で市内で事業を営んでおり、引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (2) 令和4年又は令和5年に市税を納付していること。
- (3) それぞれ次に掲げる支援金及び補助金の交付決定及び確定を受けていること。
  - ア 路線バス事業者、タクシー事業者、自動車運転代行業者及びトラック事業者  
鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業支援金（令和6年1月～3月分）
  - イ 貸切バス事業者  
鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）補助金（令和6年1～2月実績分）
- (4) 次に掲げるものではないこと。
  - ア 政治団体
  - イ 宗教上の組織又は団体
  - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を

行う事業者

Ⅰ 暴力団関係法人等

- (5) 給付金の趣旨に照らし、給付金を交付することが適当でないと市長が認める者でないこと。

### 3 給付額

区 分		給付額
<b>路線バス事業者</b> 申請日において、路線バスとして使用し、国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に登録されている、市内の本店、支店又は営業所に所属している乗合バス車両又はこれに準ずる車両（リース車両を含む。） ※ 貸切に使用する車両は、貸切バス事業者の給付額を準用		1 台あたり 24,000 円
<b>貸切バス事業者</b> 申請日において、貸切バスとして使用し、国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に登録されている、市内の本店、支店又は営業所に所属している貸切バス車両		1 台あたり 7,000 円
<b>タクシー事業者</b> 申請日において、タクシーとして使用し、国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に登録されている、市内の本店、支店又は営業所に所属しているタクシー車両又はこれに準ずる車両（リース車両を含む。）	オートガス(LPガス)	1 台あたり 4,000 円
	ガソリン又は軽油	1 台あたり 10,500 円
	ガソリン及びオートガス	1 台あたり 7,000 円
<b>自動車運転代行業者</b> 申請日において、随伴用自動車として使用し、鹿児島県公安委員会に認定手続の際に届け出ている、市内の本店、支店又は営業所に所属している車両又はこれに準ずる車両（リース車両を含む。）		1 台あたり 5,000 円

<b>トラック運送事業者</b> 申請日においてトラックとして使用し、国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に登録されている、市内の本店、支店又は営業所に所属しているトラック車両又はこれに準ずる車両（リース車両を含む。）	大型自動車	1台あたり 5,000円
	中型自動車	1台あたり 3,500円
	小型自動車	1台あたり 3,000円
	軽自動車	1台あたり 500円

#### 備考

- 1 いずれも、霧島市内を本拠とする車両として登録されている車両に限ります。
- 2 トラック運送事業者における区分は次のとおりとします。
  - (1) 大型自動車 最大積載量 6,500 kg以上又は車両総重量 11,000 kg以上の自動車
  - (2) 中型自動車 最大積載量 3,000 kg以上 6,500 kg未満又は車両総重量 5,000 kg以上 11,000 kg未満の自動車
  - (3) 小型自動車 大型自動車及び中型自動車のいずれにも該当しない自動車
  - (4) 軽自動車 自動車検査証の「自動車の種別」に軽自動車と記載のあるもの

#### 4 提出書類等

法人や個人事業者ごとに申請してください。（申請書類チェックリスト、第1号様式から第3号様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。）

##### (1) 申請時提出書類

ア 申請書類チェックリスト

イ 申請書兼請求書（第1号様式）

ウ 誓約書兼同意書（第2号様式）

エ 車両一覧表（第3号様式）

・【第3号様式の1】→路線バス事業者・貸切バス事業者、自動車運転代行業者用

・【第3号様式の2】→タクシー事業者用

・【第3号様式の3】→トラック運送事業者用

オ それぞれ該当する県支援金又は補助金の交付決定及び確定通知書の写し

・路線バス事業者、タクシー事業者、自動車運転代行業者及びトラック運送事業者

鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業支援金交付決定及び確定通知書の写し（令和6年1月～3月分）

・貸切バス事業者

鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）補助金交付  
決定及び確定通知書の写し（令和6年1～2月実績分）

カ 対象車両の自動車検査証の写し

- ※1 使用の本拠の位置が「霧島市内」であるものに限りません。
- ※2 令和5年1日4日以降に車検を受けた方は「自動車検査証記録事項」の写しを提出してください。

キ 給付金の振込先口座に係る通帳の写し（通帳を開いた1・2ページ、Q&AのQ21を参照してください。）

5 申請期限・申請方法等

(1) 申請期限

**令和6年7月31日（水）** ※消印有効

(2) 申請方法

原則として**郵送**

- ※ 窓口の混雑防止及び円滑な給付を行うため、郵送での申請に御協力をお願いします。

(3) 提出先

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市役所商工振興課

「霧島市エネルギー等価格高騰対策支援事業（地域公共交通等）給付金」担当 宛

6 その他

令和6年6月25日（火）まで申請受付を行っている「**エネルギー等価格高騰対策支援事業（中小企業等）給付金**」と重複して給付を受けることができます。中小企業等給付金の申請がお済でない方は、期限内の申請をお願いします。

## 7 給付までの流れ

### ①申請書類の受付

※当課に申請書類が到着した日を受付日とします。



### ②申請書類の内容審査

※不備がある場合は電話連絡します。



### ③交付・確定決定通知書の送付



### ④支給

※指定口座へお振込みします。

通帳記載名「霧島市商工振興」

現金での支給はできません。

「キリシマシヨウコウシヨウ」

申請書類に不備が無い場合、受付日（市役所に届いた日）から概ね3週間程度での支給を予定していますが、締切間近の申請は日数がかかる場合がありますのでご了承ください。

## 8 問い合わせ先

### 霧島市商工観光部 商工振興課

電話：0995-55-1603

FAX：0995-55-1528

メール：shou-seisaku@city-kirishima.jp

URL：https://www.city-kirishima.jp

受付（問い合わせ）時間：土日・祝日を除く午前8時15分～午後5時

様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。

霧島市エネルギー等価格高騰対策支援事業（地域公共交通等）

検索

